

総社市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第4号

総社市立学校管理規則の一部を改正する規則

総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（備付表簿）</p> <p>第2条 学校においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項各号に掲げる表簿のほか、次の各号に掲げる表簿を当該各号に掲げる期間備えるものとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）旅行命令簿 <u>5年</u></p> <p>（5）及び（6）略</p> <p>（7）年次有給休暇届出簿 <u>5年</u></p> <p>（8）病気休暇簿 <u>5年</u></p> <p>（9）特別休暇簿 <u>5年</u></p> <p>（10）介護休暇簿 <u>5年</u></p> <p>（11）欠勤簿 <u>5年</u></p> <p>（12）～（15）略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（備付表簿）</p> <p>第2条 学校においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項各号に掲げる表簿のほか、次の各号に掲げる表簿を当該各号に掲げる期間備えるものとする。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）旅行命令簿 <u>3年</u></p> <p>（5）及び（6）略</p> <p>（7）年次有給休暇届出簿 <u>3年</u></p> <p>（8）病気休暇簿 <u>3年</u></p> <p>（9）特別休暇簿 <u>3年</u></p> <p>（10）介護休暇簿 <u>3年</u></p> <p>（11）欠勤簿 <u>1年</u></p> <p>（12）～（15）略</p> <p>2及び3 略</p>

改正後	改正前
<p>(教科書以外の教材の承認)</p> <p>第10条 学校において、教科書の発行されていない教科、特別活動、自立活動又は総合的な学習の時間の主たる教材として使用する図書については、校長はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事務参事等は、学校事務をつかさどる。</p> <p>4 略</p> <p>第13条 前条に定めるもののほか、学校には業務員を、幼稚園には副園長及び主任を置くことができる。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>前3項に掲げる職員は、教育委員会が任免する。</u></p> <p>(共同実施組織)</p> <p>第22条 教育委員会は、<u>小学校及び中学校における事務処理体制の整備、事務の高度化、効率化及び学校運営に関する支援を行うため、共同実施組織を指定し、当該共同実施組織に係る事務を共同処理するための組織として、拠点となる学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する共同学校事務室を置く。</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(教科書以外の教材の承認)</p> <p>第10条 学校において、教科書の発行されていない教科、<u>道徳</u>、特別活動、自立活動又は総合的な学習の時間の主たる教材として使用する図書については、校長はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事務参事等は、<u>上司の命を受け、</u>学校事務をつかさどる。</p> <p>4 略</p> <p>第13条 前条に定めるもののほか、学校には<u>嘱託及び業務員</u>を、幼稚園には副園長及び主任を置くことができる。</p> <p><u>2 嘱託は、上司の命を受け、教諭又は助教諭の職務を助ける。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> <u>前4項に掲げる職員は、教育委員会が任免する。</u></p> <p>(共同実施組織)</p> <p>第22条 教育委員会は、<u>学校における事務処理体制の整備、事務の高度化、効率化及び学校運営に関する支援を行うため、共同実施組織を置くことができる。</u></p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。